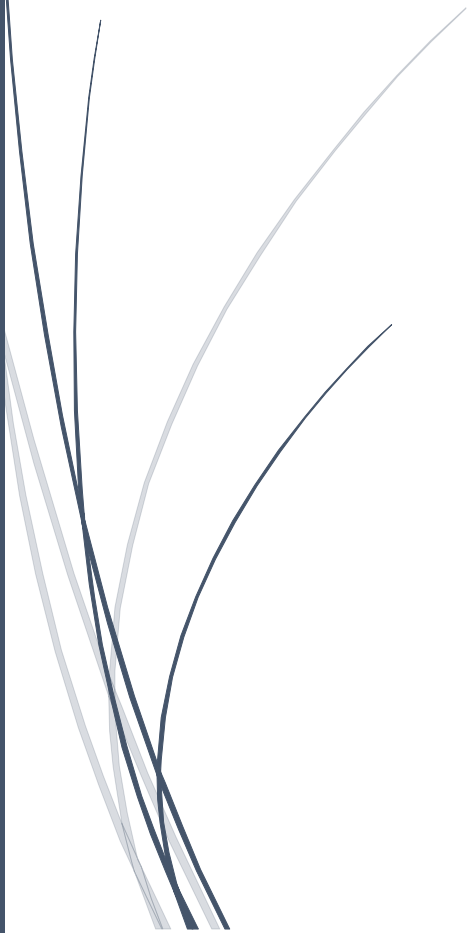


第2章

各論



施策体系

本計画では、前期で進めてきた地域包括ケアシステムづくりをさらに充実させていく必要があることから、前期と同じく「高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進」、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり」、「援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実」という3つの柱を立て、各種取組を推進していきます。

施策の柱	施策項目	主な取組	横断的な視点
高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進	重点施策Ⅰ (1) 健康づくりと介護予防の促進	① 健康づくりの促進	自立支援と重度化防止 / 共生型社会の形成 / エリアマネジメント
		② フレイル対策の推進	
		③ 介護予防事業（自立支援・重度化予防）等の推進	
	(2) 生きがいづくりの支援	① 外出・交流の促進	
		② 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興	
		③ 市民の高齢者への理解の促進	
(3) まちの活性化につながる多様な活動の促進	① 就業などの社会参加の促進		
	② 地域を支える活動の促進		
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり	重点施策Ⅱ (1) 見守り支え合う地域づくりの推進	① 地域における見守り・支え合い活動等の促進	
		② 相談支援体制の充実	
		③ 生活支援サービスの充実	
		④ 地域共生社会に向けた体制整備	
	(2) 生活環境の充実	① 高齢者向け住まいの確保	
		② 福祉のまちづくりの推進	
	(3) 権利擁護の推進	① 成年後見制度の普及促進	
		② 高齢者虐待防止の推進	
	(4) 暮らしの安全対策の推進	① 交通事故防止対策の推進	
		② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進	
		③ 消費者施策の推進	
		④ 防災対策の推進	
援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実	重点施策Ⅲ (1) 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進	① 介護サービス基盤の整備	
		② 介護人材の確保・育成	
	(2) 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保	① 介護給付の適正化の取組の推進	
		② 相談・苦情解決体制の充実	
		③ 低所得者対策等の実施	
	重点施策Ⅳ (3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進	① 在宅医療に取り組む機関・人材の確保と育成	
		② 在宅医療を支える病診連携、診診連携、多職種連携、後方支援体制の確保	
		③ 認知症医療・介護連携の強化	
		④ 在宅医療・介護に関する市民啓発	
	重点施策Ⅴ (4) 認知症施策の推進	① 認知症に関する正しい知識の普及と早期診断・早期対応のための体制整備	
		② 認知症の容態に応じた、切れ目のない良質な医療・介護の提供	
		③ 若年性認知症施策の強化	
		④ 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実	
	(5) 被爆者への援護	① 被爆者への健康診断等の実施	
		② 被爆者からの相談対応	
③ 被爆者の日常生活の支援			

施策の柱 1

高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

施策項目

(1) 健康づくりと介護予防の促進

(2) 生きがいつくりの支援

(3) まちの活性化につながる多様な活動の促進

《取り組むべき課題》

- 本市では、全国と比べ「平均寿命」は長いが「健康寿命」は短く、また、軽度の要支援・要介護認定率が高いことから、健康づくりと介護予防の促進が課題となっています。特に、75歳以上になると要支援・要介護認定率及び認知症出現率が高くなり、疾病によって受療状態となる人の割合も高くなること、75歳以上であっても要支援・要介護度が比較的軽度な人が多いことを踏まえると、「早い時期からのかつ継続的な健康づくりと介護予防のための取組が必要です。
- 一方で、元気な高齢者の増加も見込まれることから、元気な高齢者をはじめとしてすべての高齢者が高齢期にいきいきと暮らしていくことができるような環境づくりが必要です。
- さらに、高齢者が増える一方で、担い手となる現役世代の人口が減少し、本市の人口構造は、単純な人数比で見れば、65歳以上人口と20～64歳人口の関係がいわゆる「騎馬戦型」から「肩車型」の構造へと移行しつつあり、2025年以降、65歳以上1人に対する20～64歳の割合が2人未満の状況となる見込みです。一方で、内閣府の調査を見ても、70歳以上あるいは75歳以上を高齢者とする意見が多く、自分を高齢者と感じていない人も多いという結果が出ているほか、実際、個人差はあるものの、心身ともに健康で、いきいきと活動的な人も多く見られます。
- こうしたことを踏まえると、これまでの「支える」「支えられる」という二分論にとどまらず、元気な高齢者層に、社会の活力を支える存在として活動していただくための環境づくりも必要です。

《取組の方向性》

- 本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21（第2次）」の目標である「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」を目指すとともに、高齢者の健康状態が、フレイル※（虚弱状態）を経て徐々に要介護状態に至ることを踏まえた対策や、「要介護状態等の維持・改善」を図るための取組など、それぞれの段階に応じた取組により、健康づくりと介護予防を効果的に促進します。
- 高齢者が、高齢期に生きがいを感じながら暮らしていくことができるよう、外出・交流の促進など、生きがいつくりの支援に取り組みます。
- 高齢者がこれまでに培った知識と経験を活かして、社会の支え手として活躍することができるよう、地域を支える活動の促進など、まちの活性化につながる多様な活動の促進に取り組みます。

※ 加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像

（出典：「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書 研究代表者 鈴木隆雄（平成28年3月）より）

施策項目(1) 健康づくりと介護予防の促進

- 高齢になっても健康で暮らしていくために、市民が「早い時期からのかつ継続的な」健康づくりに取り組むことができる環境を整えるとともに、市民の健康に関する意識向上を図りながら、合わせて生活習慣病の発症予防・重症化予防や感染症予防対策に取り組みます。
- 高齢期においては、フレイル（虚弱状態）予防の必要性の普及啓発を行うとともに、介護予防に取り組める場の整備を進めます。また、フレイルは、適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能であることから、フレイル状態にある高齢者を早期に把握し、適切なサービスや専門職等の支援につなげます。
- 要支援認定者、基本チェックリストに該当した事業対象者に対して、地域で自立した生活を継続できるような介護予防ケアマネジメントを実施できるよう、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、適切なサービス利用につなげることにより、効果的に生活機能の改善を図り、自立を支援します。
また、高齢者の健康リスクを把握し、生活習慣病の重症化予防、脳卒中・心不全の再発予防などの取組を検討します。

主な取組**① 健康づくりの促進**

- 一人一人の生活習慣の改善を目指し、日常生活の中で無理なくできる健康ウォーキングの推進や、運動器の健康の保持につながるロコモティブシンドローム予防の重要性、歯の喪失予防、口腔機能の維持・向上の重要性などについて、知識の普及に取り組みます。また、市民が主体的に楽しみながら健康の維持向上に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- 高齢になっても健康で暮らしていくためには、青・壮年期からの健康づくりが重要であることから、健康教室の実施などにより生活習慣病予防に関する正しい知識を普及し、生活習慣等の改善を図ります。また、本市が実施する健康診査（元気じゃ健診）やがん検診等の受診率の向上に取り組むなど、生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組を推進します。
- 高齢者が感染症にかかると重症化する可能性が高いことから、定期予防接種を実施するとともに、ホームページからの情報発信を行うなど、感染症予防対策を推進します。
- 本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21（第2次）」に掲げた各種施策と調和を保ちながら、高齢者の健康づくりに資する取組を推進するなど、健康づくりの推進体制を整備します。

- 高齢者による健康増進・介護予防に資する活動、元気じゃ健診、がん検診、節目年齢歯科健診等の受診、地域でのボランティア活動の実績に基づき支援する高齢者いきいき活動ポイント事業の実施により、高齢者の健康づくりを促進します。

② フレイル対策の推進

- 高齢期においては、壮年期に重要であった肥満対策に重点を置いた生活習慣病予防対策から、フレイルに着目した対策に徐々に転換する必要があります。フレイルは、身体、精神・心理、社会性といった多面的な要素を持つといわれており、また、オーラルフレイル（滑舌の低下、食べ残し、むせ、噛めない食品が増えるといった口腔機能の衰え）は、低栄養につながり、身体の衰えの入口ともなることが知られています。
- このため、口腔機能の低下、低栄養、運動機能・認知機能の低下、社会参加の減少などフレイル予防の必要性の普及啓発を行うとともに介護予防教室の開催や地域の身近な場所で介護予防に取り組める場（地域介護予防拠点）の整備を進めます。
- フレイルは、適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能であることから、フレイルに陥った高齢者が健康状態や生活機能に応じた適切な支援を受けることができるよう、地域包括支援センターがフレイル状態にある高齢者を早期に把握し、適切なサービスや専門職等の支援につなげます。

③ 介護予防事業（自立支援・重度化予防）等の推進

- 要支援認定者、基本チェックリストに該当した事業対象者に対しては、地域包括支援センター等が的確なアセスメントに基づき、目標指向型のケアプランを作成し、地域で自立した生活を継続できるような介護予防ケアマネジメントを実施できるよう、地域ケアマネジメント会議の開催や、リハビリ専門職による介護予防ケアマネジメント支援などの取組により介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中型サービスにより、生活機能の改善可能性の高い要支援認定者、基本チェックリストに該当した事業対象者に対し、効果的に機能改善を図り、自立を支援します。
- 各種健（検）診・レセプトデータ等から、高齢者をはじめとする住民の健康リスクを把握し、リスクに応じた対策として、糖尿病性腎症の重症化予防のための保健指導、治療中断者・未治療者への受診勧奨を行うほか、脳卒中・心不全の再発予防、多剤・重複処方の通知等の取組を検討します。

施策の柱 1

高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

施策項目(2) 生きがいくりの支援

- 高齢者が元気でいきいきと生きがいを感じながら暮らしていくことができるよう、外出・交流の促進や高齢者の自己実現のための活動の振興に取り組むとともに、市民の高齢者に対する理解の促進に取り組みます。

主な取組

① 外出・交流の促進

- 高齢者同士・地域住民とのふれあいや交流の場であるサロンの設置・運営を促進します。また、高齢者が気軽に通える身近な場所に、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を促進するとともに、その運営を支援します。
- 高齢者による地域でのボランティア活動への参加や介護予防・健康増進に資する活動の実績に基づき支援する高齢者いきいき活動ポイント事業の実施により、高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進します。

なお、直ちに支援の対象から外れる高齢者が出ることはないよう、高齢者公共交通機関利用助成事業は、当面、継続した上で、高齢者いきいき活動ポイント事業の利用拡大を進め円滑な移行を図ります。

② 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興

- 市社会福祉協議会が行う「シニア大学・シニア大学院」を支援することにより、高齢者の社会参加、生涯学習機会の場の提供等を行います。
- 市文化財団が行う「高齢者作品展」の開催支援や全国健康福祉祭（ねんりんピック）への市代表選手団の派遣支援などを行い、高齢者の日頃の活動成果を発表する機会を設けます。
- このほか、公民館や区スポーツセンター、老人福祉センター等における広報などでの情報提供及び活動の場の提供を行い、生涯学習、文化・スポーツ活動の振興に取り組みます。

③ 市民の高齢者への理解の促進

- 百歳高齢者への訪問を行うなど、高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表します。
- 市社会福祉協議会が行う青少年や企業を対象とした福祉教育・福祉体験講座の開催を支援するなど市民の高齢者への理解を促進します。

施策の柱 1

高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

施策項目(3) まちの活性化につながる多様な活動の促進

- 少子高齢化の進展により担い手となる人口が大幅に減少し、人口構造がいわゆる「騎馬戦型」から「肩車型」へと変化することが想定される中、高齢者の中には地域活動への参加意欲を示したり、就業などの多様な社会参加への意欲を持つ方々が数多く存在しています。こうした高齢者のニーズや意識にも着目し、高齢者がこれまで培った知識や経験を活かすための社会参加の受け皿となる多様な活動を促進することにより、まちの活性化につなげていきます。

主な取組

① 就業などの社会参加の促進

- 市シルバー人材センターにおける新規事業の展開や就業機会の開拓・提供等を支援するとともに、定年退職等を機に新規就農を希望する者や農家出身で帰農を希望する者を対象に栽培技術・出荷研修を行うなど、希望する勤務形態や働きたい職場環境などの多様なニーズに応じた就業を促進します。
- 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、いきいきと活躍できるよう、市社会福祉協議会が市総合福祉センター内に設置した「シニア応援センター」において、相談者の希望に応じて、職業紹介をはじめ、シルバー人材センターの入会案内、ボランティアの登録などを行い、高齢者に社会参加・社会貢献の機会を提供します。
このほか、各区に設置した就労支援窓口においてハローワークと一体的となった就労支援を実施するなど、就労への支援体制の充実などに取り組みます。
- 働く意欲のある人々が集い、みんなで出資して経営に参画し、人と地域に役立つ仕事に取り組む労働形態である「協同労働」により、高齢者の働く場や生きがいの創出を図ります。
- 介護の仕事の魅力や社会的意義についての理解を深めるなど介護職を目指す人を増やすことに取り組む中で、退職した世代など幅広い層に介護の担い手を広げるよう努めます。

② 地域を支える活動の促進

- 様々な地域団体等が行っている見守り活動を活かし、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、地域全体で高齢者を支え合う仕組みを構築する「高齢者地域支え合い事業」の取組か所数を増やします。
- 町内会・自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、女性会、NPO法人等が実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性化を図るため、運営の支援を行います。
- 町内会・自治会、地区社会福祉協議会等が、自主的・継続的に行う地域コミュニティの活性化に資する取組を支援します。
- 高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進するとともに、地域団体の活動の活性化や充実につながるよう、高齢者による地域でのボランティア活動等の実績に基づき支援する高齢者いきいき活動ポイント事業を実施します。
- 地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービスを共助の取組により提供できるよう、地域活動の取組を支援する生活支援コーディネーターを配置します。
また、生活支援コーディネーターは、地域活動への参加意欲のある高齢者等を対象とした、生活支援・介護予防サービスの担い手養成講座を開催するとともに、担い手が活動する場を提供し、地域活動を促進します。
- 各種情報の発信や各種講座の開催を通じて地域を支える活動を担う人材育成などを行います。
- 町内会・自治会や老人クラブなどにおいて、高齢者が自主的・自発的な市民活動に取り組めるよう、賠償事故、傷害事故を対象とする市民活動保険制度を実施し、その活動を支援します。

施 策 の 柱 2

高齢者が住み慣れた地域
で安心して暮らしていくための
環境づくり

施 策 項 目

(1) 見守り支え合う地域づくりの推進

(2) 生活環境の充実

(3) 権利擁護の推進

(4) 暮らしの安全対策の推進

《取り組みべき課題》

- 高齢者の多くが家族の介護や介護サービスを利用しながら在宅で暮らしたいと思っている一方で、町内会・自治会加入率の低下に見られるように、地域での近所付き合いや繋がり希薄化しており、また、家族形態の変化により地域での孤立感を感じやすいひとり暮らし高齢者や高齢者のみで構成される世帯が増加していることを踏まえると、高齢者を見守り、支え合うことができる地域づくりが必要です。
- 高齢化の進展とともに、要支援・要介護認定者が増加する中、多様化するニーズに対応できるよう、高齢者の生活環境の充実を図ることが必要です。
- 認知症など支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が尊厳を保ち、地域で安心して暮らしていけるような環境づくりが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、事故、犯罪、消費者被害及び災害の被害などから、高齢者の生命や財産を守る取組を推進していくことが必要です。

《取組の方向性》

- 見守り支え合うことができる地域づくりにおいては、共助の精神により、地域住民や地域団体など多様な主体の参加や活動を促進するとともに、行政や地域包括支援センター、市・区社会福祉協議会、さらには、民間企業・NPO・ボランティア・社会福祉法人・教育機関などの様々な地域における団体が、それぞれの立場から、地域の実情に応じて適切な支援体制を整えることが重要です。こうした、様々な資源を活用し、地域における見守り・支え合い活動等の促進や生活支援サービスの充実など、見守り・支え合う地域づくりの推進に取り組みます。
- 本市の高齢者等向けの住まいの現状や動向等を踏まえつつ、高齢者のニーズの多様化に対応できるよう、支援が必要な高齢者の住まいの確保など、生活環境の充実に取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳をもって暮らせるよう、成年後見制度の普及など高齢者の権利擁護の推進に取り組みます。
- 高齢者の生命や財産を守るため、交通事故防止対策など、暮らしの安全対策の推進に取り組みます。

施策項目(1) 見守り支え合う地域づくりの推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者を支える地域団体の活動のさらなる活性化と、地域活動への参加意欲を持つ住民が高齢者に対する支援活動の担い手となることができるような環境づくりに向けて、地域における見守り・支え合い活動等の促進、相談支援体制の充実を図ります。
- 地域団体やボランティア等の多様な主体による多様な生活支援サービスの提供や、公的制度のみならず民間制度も積極的に活用するとともに、生活支援コーディネーターを配置して地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の育成等を行うことなどにより、生活支援サービスの充実を図ります。
- 複合的な課題を抱える個人・世帯や今後見込まれる人口減少などといった社会状況に対応するため、関連する計画との整合をとり、地域共生社会※に向けた体制整備を行うなど、適切な支援体制の構築を図ります。

※ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

主な取組**① 地域における見守り・支え合い活動等の促進**

- 地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブといった様々な活動主体の連携強化及び見守り活動情報の一元化・共有化を図ることができるネットワークを構築する「高齢者地域支え合い事業」の取組か所数を増やし、見守り活動を基本に高齢者の活動・交流の場づくり、生活支援サービスへの繋ぎなど、ともに支え合う地域づくりを推進します。
- 民生委員・児童委員の相談・援助活動や地区社会福祉協議会が行う「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「ふれあい・いきいきサロン設置事業」、「地区ボランティアバンク活動推進事業」、単位老人クラブが実施する「友愛訪問」など、高齢者を見守る地域活動を促進します。
- 災害時に自力での避難が困難である高齢者等の避難行動要支援者について、地域で避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会などと連携し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援します。

② 相談支援体制の充実

- 高齢者人口の増加などに対応するため、地域包括支援センターの体制の充実を図るとともに、各区に設置した区地域包括ケア推進センターが地域包括支援センターの業務の調整支援を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するとともに、地域包括支援センターの活動状況の評価等を通じて、業務の質の向上を図るため、市及び各区の地域包括支援センター運営協議会における審議内容を充実します。また、地域包括支援センター職員に対する研修等の充実を図ります。
- 2025 年を見据えた地域包括ケアシステムづくりを推進していく上では、地域包括支援センターの業務の更なる質の向上が欠かせないことから、地域包括支援センターの相談支援体制の充実とともに、業務の継続性や地域との繋がりを維持するための方策を講ずるなど、センターの安定的な運営にも留意しつつ、新規参入の機会確保による受託法人選定の公平性の担保に向けて、本市の地域包括支援センター委託先法人の選定に公募制を導入します。
- 日常生活圏域における在宅医療・介護連携や認知症の地域支援体制づくりを推進するとともに、担当する日常生活圏域における高齢者や地域資源の実態把握と地域診断を進め、地域ケア会議等を通じて、地域課題を地域団体やNPO、ボランティア等と協働して解決する地域づくりを推進します。
- 区役所厚生部の保健・医療・福祉総合相談窓口において、高齢者やその家族からの相談に対応するとともに、地域包括支援センターや医療機関、介護サービス事業者などの関係機関等との連絡調整を行います。
- 在宅における介護の限界点を高めることができるよう、介護の経験が豊富な特別養護老人ホームの職員が、重度の要介護高齢者等を在宅で介護する家族等に対して、介護に関する相談に応じたり、介護の方法等の助言を行う取組を支援します。
- 民生委員・児童委員の相談・援助活動や区社会福祉協議会が行う総合相談員による相談など、高齢者に対する相談活動等を支援します。

③ 生活支援サービスの充実

- 高齢者の多様なニーズに対応した生活支援を提供できるよう、「介護予防・日常生活支援総合事業」において、地域団体やNPO、ボランティア団体等の多様な主体が生活支援を提供する「住民主体型生活支援訪問サービス」や生活援助員等が掃除、洗濯などの生活援助を提供する「生活援助特化型訪問サービス」の充実に取り組みます。
- 地域の資源開発、生活支援・介護予防サービスを担う提供主体（地縁組織、地区社会福祉協議会、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等）のネットワーク化及び地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターを市及び区社会福祉協議会に配置し、地域における福祉活動への住民参加の援助を行ってきた社会福祉協議会を活用し、共助を基本とした多様な生活支援・介護予防サービスが利用できる支え合いの地域づくりを推進します。併せて、行政機関、生活支援コーディネーター、生活支援・介護予防サービスを担う提供主体等が参画する協議体を市域及び区域に設置し、定期的な情報共有及び連携強化を図り、地域資源開発等を推進することにより、多様な提供主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に取り組みます。
- あんしん電話（緊急通報装置）や見守り配食サービス（食事提供・安否確認）等の在宅の生活支援サービスについて、民間制度の活用も含め、効果的、効率的な実施を検討します。
- 在宅で高齢者を介護する家族等に対して、家族介護教室の開催や在宅介護用品の支給などを行い、介護者の負担軽減を図ります。

④ 地域共生社会に向けた体制整備

- 高齢者、障害者、子どもなど、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していくため、介護保険サービス等の専門職による支援体制を強化するとともに、市社会福祉協議会と連携し、地域団体・ボランティアグループ等による地域福祉活動の充実を図ります。また、地域の実情に応じて、介護保険サービス等の専門職による支援と、地域団体・ボランティアグループ等による地域福祉活動が連携できる仕組みについて検討します。
- 「地域共生社会」の実現に向けて、広島市地域福祉計画の改定、広島市くらしサポートセンターによる伴走型支援の充実、保健師の地区担当制の強化などにより、高齢者、障害者、子ども等を地域において包括的に支援する体制を整備します。

施策の柱 2

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

施策項目(2) 生活環境の充実

- 本市の高齢者等向けの住まいの現状や動向、高齢者向け住宅の確保や立地誘導に係る関係計画の策定状況を踏まえ、介護保険施設等の整備促進、高齢者向け住まいに関する適切な情報提供と相談支援に取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるよう、公共施設や公共交通のバリアフリー化など、ソフト・ハードの両面からの福祉のまちづくりを推進します。

主な取組

① 高齢者向け住まいの確保

- 「広島市市営住宅マネジメント計画」など関連計画・施策との整合を図りながら、高齢者に配慮した住まいの整備供給を促進します。
また、民間賃貸住宅を活用した高齢者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録促進に取り組みます。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの適正な運営を確保するとともに、特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）について、必要な定員数の確保に努めるほか、住宅のバリアフリー化の支援を行います。
- 将来の介護ニーズを考慮しつつ、高齢者自らのライフスタイルや収入の状況などに合わせた住まいを幅広く選択することが可能となるよう、高齢者の住まい等に関するサービスの内容や空き状況等の情報について、関係機関等と連携しながら、きめ細かに情報提供・相談対応ができる体制を充実していく方策を検討します。
- 養護老人ホームや特別養護老人ホームは、老朽化が進んでいる施設が多いことから、入所者の安全の確保や居住環境の改善を図ります。

② 福祉のまちづくりの推進

- 多くの市民が利用する公共施設や民間施設のバリアフリー設備の整備状況についての情報を記載した「広島市バリアフリーマップ」の提供や、高齢者等の車の乗降等に配慮を要する人が安心して駐車できるようにするための「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」の普及等など、福祉のまちづくりをソフト面から推進します。
- 本市の施設について、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づいてバリアフリー化を推進するとともに、民間建築物についても「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」などの関係法令に基づく指導等によりバリアフリー化を促進します。
- 公共交通について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、国が定めた公共交通のバリアフリー化の整備目標に向けて、交通施設のバリアフリー化や、低床低公害バス及び低床路面電車の導入など、バリアフリー化を促進します。
- 高齢者の生活交通の維持・確保を図るため、必要なバス路線の運行経費の一部を補助するとともに、地域が主体となって乗合タクシー等を導入する取組に対して、助言や補助などの支援を行います。

施策項目(3) 権利擁護の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、日常生活での契約や財産管理を支援する成年後見制度の普及促進、後見等の業務を適正に行うことのできる担い手の育成に取り組みます。また、高齢者の尊厳を保持するため、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援等に取り組みます。

主な取組**① 成年後見制度の普及促進**

- 身寄りがなく判断能力が十分でないため財産管理等ができない高齢者に代わって、本市が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。また、後見人等への報酬を支払う資力が無い被後見人等に報酬相当の費用を助成します。
- 一般市民の中から成年後見業務を担う人材を養成するとともに、養成後は、市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業「かけはし」や法人後見事業「こうけん」などの仕組みを活用して、習得した知識の維持・向上を図り、将来の市民後見人としての活動につなげます。
また、市民後見人に対する専門家等によるサポート体制を整え、市民後見人に対する助言等を行います。

② 高齢者虐待防止の推進

- 区役所厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、社会福祉士会等の関係団体や民生委員、介護サービス事業者等と連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援を行います。
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報・届出に対応し、事実確認調査や虐待の再発防止のための指導等を行うとともに、養介護施設の監査や実地指導の際に、身体拘束や苦情処理の状況、職員研修の実施状況等の高齢者虐待に関連した事項について重点的にチェックします。
- このほか、虐待を受けた高齢者を緊急に一時保護する居室の確保や虐待対応職員の研修の充実など、高齢者虐待の防止に向けた取組を推進します。

施策の柱 2

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

施策項目(4) 暮らしの安全対策の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、高齢者が歩行者としても運転者としても交通事故に遭遇しないような環境の整備を推進するとともに、高齢者が犯罪や消費者被害に巻き込まれることのないまちづくりに取り組みます。
また、人の生命や身体、財産に被害を及ぼす災害は、いつ発生するか分からないことから、こうした災害に備え、日頃から、地域の防災力を高めるとともに、災害時の被害を最小限に抑えることができる体制整備に取り組み、災害に強く安心して生活できるまちづくりを進めます。

主な取組

① 交通事故防止対策の推進

- 老人クラブ等を対象とした参加・体験型の交通安全教室の開催などにより、交通安全意識の高揚を図るとともに、市中心部等における歩道の段差解消など歩行者空間のバリアフリー化を推進することなどにより、高齢者が歩行者として交通事故に遭遇しないための交通環境の充実に取り組みます。
- 高齢者運転者標識（高齢者マーク）の普及促進、交通事故が多発している交差点の改善などの交通安全施設の整備、見やすく分かりやすい道路標識の設置などに取り組み、高齢者が運転者として交通事故を起こさないための環境の整備を進めます。
- このほか、本市の交通安全に関する計画である「広島市交通安全計画」に掲げた各種施策を推進し、高齢者のための交通事故防止対策に努めます。

② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進

- 高齢者が犯罪被害に遭わないために、高齢者をねらった特殊詐欺などの犯罪情報の提供、防犯講習会や出前講座の実施、防犯対策及び防犯活動に関する相談体制の充実など、分かりやすい防犯意識の啓発や相談体制の充実を図ります。
- 街路灯の整備や「一家一事業所一点灯運動」の推進など、犯罪が起こりにくい安全な環境づくりに取り組みます。
- このほか、本市の安全なまちづくりの推進に関する計画である「広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」に掲げた各種施策を推進し、高齢者が犯罪に遭わない安全なまちづくりに取り組みます。

③ 消費者施策の推進

- 消費者被害に関する相談に対し、消費生活センターにおいて助言や相談者と事業者の間に入り交渉を行うあっせんを実施するなどの対応を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して消費者被害の適切かつ早期の解決に努めます。
- 高齢者をねらった悪質商法などの消費者トラブルの情報提供、消費生活に関する出前講座の実施などにより、消費者被害の未然・拡大防止に取り組みます。
- 高齢者等の消費者被害の未然防止・早期発見による拡大防止を図るため、地域包括支援センター職員等を対象とした講習会、一般市民を対象とした消費生活サポーター養成講座、地域に密着した民間団体を対象とした講座を実施し、高齢者等を地域ぐるみで見守る人材育成と見守り体制を作ります。
- 高齢者に消費生活相談の窓口が消費生活センターであることや所在地、電話番号、消費者トラブルの実例を記載したチラシを提供し、消費生活センターを周知することで、消費生活センターへの早期相談を促し、高齢者の消費者被害防止を目指します。
- このほか、本市の消費者施策に関する計画である「第2次広島市消費生活基本計画」に掲げた各種施策を推進し、高齢者の消費生活の安定と向上を図ります。

④ 防災対策の推進

- 高齢者を火災の被害から守るため、火災予防運動や出前講座、高齢者世帯への住宅防火訪問の実施などにより、火災予防に関する意識啓発などを行います。
- 広島市防災行政無線や広島市防災情報メール配信システム、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールなどを活用した情報伝達体制の充実を図ります。
- 災害時に自力での避難が困難である高齢者等の避難行動要支援者について、地域で避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会などと連携し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援します。(再掲)
- 社会福祉施設等との福祉避難所の設置協定の締結を推進します。
- 「広島市地域防災計画」に掲げる各種施策の実施により、防災・減災の取組を推進します。

施 策 の 柱 3

援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

施 策 項 目

- (1) 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進
- (2) 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保
- (3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進
- (4) 認知症施策の推進
- (5) 被爆者への援護

〈取り組むべき課題〉

- 要介護認定者等の一層の増加が予想される中で、住み慣れた地域での自立した生活を支援することを基本として介護サービス量を的確に見込み、必要な介護サービス基盤の整備を推進していくことが必要です。また、介護サービス基盤の整備を進める上では、今後ますます介護人材が不足していく状況を踏まえ、必要な人材の確保に向けて取り組んでいくことが重要です。
- 今後の介護保険サービスの増加を見据えれば、「介護を社会全体で支え合う」という介護保険制度の趣旨に則って、市民・事業者・行政が連携してそれぞれの立場でサービスの利用、提供の適正化に努め、介護保険事業の円滑な実施に取り組むなど、介護保険制度の持続可能性を確保するための努力が必要です。
- 多くの市民が「人生の最期を自宅で迎えたい」と望む中、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で療養し、自分らしく人生の終末期を過ごすことができるよう、在宅医療・介護の環境整備を行う必要があります。
- 高齢化の進展と75歳以上の高齢者人口の増加とともに、本市の認知症の人の数も増え続けることが見込まれることから、認知症の人やその家族の視点を重視しつつ、認知症医療・介護サービスはもとより、地域全体で認知症の人とその家族を支える体制の充実を図ることにより、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくことが重要です。
- 高齢化が進む被爆者の中にはひとり暮らしや寝たきりなどで日常生活に介護を必要とする方が増加していることから、被爆者に対する総合的な援護策の実施に取り組むことが必要です。

《取組の方向性》

- 今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者等の増加が予想されるため、介護サービスの中でも、特に単身や中重度の要介護認定者に対応できる地域密着型サービスを中心に介護サービス基盤の整備を促進します。
- 在宅生活が困難な場合には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や他の施設・居住系サービスを含め、要介護者等の心身状態や生活状況等に応じた多様な生活の場の整備を推進します。
- 介護サービス基盤の整備に当たっては、サービスの提供体制に応じた介護人材の確保・育成についても一体のものとして考え、新たな人材の掘り起こしや介護職のリーダーとなる人材の育成など、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを推進します。
- 介護保険事業の円滑な実施を図ることができるよう、介護サービス事業者の指導監督や介護給付の適正化等に取り組みます。
- 本市における在宅医療の実態や課題を踏まえつつ、急性期から回復期などの入院医療から在宅へのスムーズな移行と、在宅における日常の療養支援はもとより、急変時の対応や看取りにも対応できる医療・介護関係者の連携体制を構築していきます。
- 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等も踏まえ、認知症に関する正しい知識の普及と早期診断・早期対応のための体制整備や、地域全体で認知症の人とその家族を支える体制づくりを進めるなど、認知症施策を総合的かつ体系的に推進します。
- 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、高齢化が進む被爆者に対する保健・医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を実施するとともに、「広島市原子爆弾被爆者援護要綱」に基づく健康診断等の実施など、被爆者への援護に取り組みます。

援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実**施策項目(1) 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進**

- 介護サービスの中でも、特に単身や中重度の要介護認定者に対応できるサービスの提供体制の充実や、今後、大幅な不足が見込まれる介護人材の確保と質の高い人材の育成など、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを進めます。

主な取組**① 介護サービス基盤の整備**

- 介護サービス基盤のうち、住み慣れた地域での生活を支えるために重要な役割を果たす地域密着型サービスについては、サービスによっては未提供の日常生活圏域があること、2025年に向けて75歳以上の高齢者や認知症の人の数が大幅に増加すること、若年性認知症の特性などを踏まえ、介護サービスの利用ニーズや医療と介護の連携を念頭に置いて提供体制の確保・充実に取り組みます。
- とりわけ、中重度の要介護者の在宅生活を24時間体制で支えるサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、「通い」を中心に要介護者等の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供する小規模多機能型居宅介護は、利用者のQOL（生活の質）を高めるとともに、介護者の精神的・肉体的負担を軽減し、在宅介護の限界点を高めることにつながるサービスであることから、引き続き全市的なサービス提供体制の確保と更なる充実を図ります。
- 医療機関から移行した在宅療養者の医療的ケアなども想定し、看護小規模多機能型居宅介護の2025年における全市的な提供体制の確保に向けて取り組みます。
- こうした地域密着型サービスの提供体制の充実に当たっては、これまでの事業所の開設状況を考慮の上で、必要なサービス量の見込みや介護サービス事業者の参入意向等を踏まえるとともに、地域の介護サービスの利用状況等に係る情報の提供を図りながらサービス基盤の整備を促進します。また、事業者の参入に当たっては、看取り介護への対応を含めその事業計画を評価し、サービスの質の向上に取り組みます。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所申込状況から、他の居住系サービス等の整備状況や受入状況などを踏まえつつ、施設への入所の必要性が高い要介護者の受入れができるよう基盤整備を行います。また、整備運営事業者の選定に当たっては、看取り介護への対応を含めその事業計画を評価し、サービスの質の向上に取り組みます。
- 障害福祉サービスを受けていた人が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを受けることができるよう、事業所が共生型サービスの指定を受けることに取り組みます。

- 適切なケアマネジメントは、利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、介護給付の適正化にもつながることから、その状態に適合していないサービス提供の改善に資するケアプランの点検やケアマネジャー（介護支援専門員）に対する研修等を引き続き行います。

② 介護人材の確保・育成

- 将来にわたって安定的に介護を担う人材を確保するため、国・地方公共団体・介護サービス事業者の役割を踏まえ、国が行う賃金面での処遇改善のほか、「保育・介護人材応援プロジェクト会議」において実施する福利厚生面での処遇改善、職場環境の改善、介護分野で働く意欲を持った人材と事業者双方のニーズを踏まえたマッチング機会の創出など、就労・定着につながる環境整備を進めるとともに、介護サービスの質を高める介護人材の資質の向上や介護職のリーダーとなる優れた人材の育成に取り組みます。
- 介護機器の導入は、身体的な負担の軽減により介護人材の定着及び人手不足の解消につながるものであるため、今後、介護サービス事業者がこうした機器の導入を推進する方策について、国・県の取組を踏まえながら検討します。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等において、今後とも医療的ケア（喀痰吸引等）が必要な利用者の増加が見込まれることから、医療的ケアを行うことが可能な資格を持つ介護福祉士等による適切な医療的ケアの提供とともに、介護職員が喀痰吸引等研修を受講しやすい環境整備に取り組みます。
- 介護職を目指す人材の増加を図るため、介護事業者、経済団体、地域団体や介護福祉士養成施設等と連携し、地域全体で介護の仕事の魅力や社会的意義について理解を深め、介護人材に対する社会的評価を高めるための取組を進めます。
- 介護人材の裾野の拡大と、介護スキルに応じた役割分担を図り、限られた介護人材を有効活用するため、掃除や洗濯など介護職未経験者にもなじみやすい生活援助特化型訪問サービスを担う生活援助員の確保に取り組みます。
- これからは地域や企業においても介護が必要な高齢者や障害者に接する機会の増加が見込まれることから、介護が必要な人が地域において安心して暮らしていけるよう生活支援などの体制づくりを進めるとともに、その中から介護の仕事に関心を持った介護職未経験者が就業しやすくするための環境整備に取り組みます。

援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実**施策項目(2) 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保**

- 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性を確保するため、介護サービス事業者への指導監督や介護給付の適正化等に取り組みます。

主な取組**① 介護給付の適正化の取組の推進**

- 介護サービス事業者の指定申請等について厳正な審査を実施するとともに、介護サービス事業者に対する実地指導、集団指導や、介護報酬請求の内容を点検する「レセプトチェック」などにより、介護サービス事業者の指導監督に取り組みます。
このほか、介護サービスの利用を誘導する囲い込みや過剰な介護サービスの提供の防止を念頭に、関係指導部署が連携し、適切なサービスが提供されるよう事業者の指導を行うなど、効果的な方策を検討します。
- 認定調査員や介護認定審査会委員に対して定期的に研修を実施するとともに、市からの委託により事業者等が行う認定調査の内容を点検するなど、要支援・要介護認定の適正化に取り組みます。
- 居宅介護支援事業所等を訪問し適切なケアプランであるか点検指導する「ケアプラン点検」や、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する業務支援や研修等を実施することにより、ケアマネジャー（介護支援専門員）のスキルの向上を図り、自立支援に資する適切なケアマネジメントを推進します。
- 福祉用具購入・貸与について、利用者が適切な福祉用具を選択するために必要な情報が入手できるような環境整備に取り組むなど、福祉用具の介護給付の適正化に努めます。
- 受給者の状態に適した住宅改修となるよう、受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等施行状況の点検に引き続き取り組みます。
- 利用者やその家族への広報・情報提供体制の充実を図るとともに、居宅サービスの利用者に対しては、介護サービスの利用状況を記した「介護給付費通知」を送付するなど、介護サービスの適正利用について意識啓発を行います。

② 相談・苦情解決体制の充実

- 区健康長寿課や地域包括支援センター、介護保険ほっとラインなどで、高齢者やその家族等からの相談や苦情に適切に対応します。また、広島県国民健康保険団体連合会等と連携し、相談・苦情解決体制の充実を図ります。

③ 低所得者対策等の実施

- 災害に被災した人や失業等により収入が著しく減少した人等の保険料及び利用者負担を減免するほか、重度心身障害者や低所得者の利用者負担の軽減を行います。

施策の柱 3

援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

施策項目(3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

- 介護が必要な状態になっても、高齢者ができるだけ安心して自立した生活を送れるよう、医療・介護サービスの提供体制の充実を図ります。

主な取組

① 在宅医療に取り組む機関・人材の確保と育成

- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の職種ごとや多職種合同の同行研修等により、在宅医療の担い手の拡大を図るとともに、疾病や診療内容に応じた対応力の向上を図ることにより、在宅医療を提供する医療機関、歯科医療機関、訪問看護事業所等の在宅医療提供体制の充実を図ります。
- 終末期ケアや在宅看取りの対応を視野に入れ、医療・介護関係者への ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及と在宅看取りの対応力の向上を図ります。
- 医療ニーズの高い要介護者等が安心して在宅生活を送れるよう、介護と看護が密接に連携してサービス提供を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の介護サービス事業所の整備を促進するなど、在宅医療・介護サービス提供基盤の充実を図ります。また、事業者の参入に当たっては、看取り介護への対応を含めその事業計画を評価し、サービスの質の向上に取り組みます。

② 在宅医療を支える病診連携、診診連携、多職種連携、後方支援体制の確保

- 在宅移行を視野に入れた地域連携パス（急性期病院から回復期病院を経て自宅に戻るまでの治療計画）の活用等により、病院と診療所、診療所と診療所等、医療機関相互の連携強化を図ります。
- 入院から在宅医療・介護への移行を円滑にするため、退院前カンファレンス（検討会）やケアプランに係るサービス担当者会議を始め、入院中の担当医師や看護師、医療ソーシャルワーカー、在宅医療を担う医師、訪問看護師、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー（介護支援専門員）、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに携わる職員等の多職種が協働した、切れ目のない医療・介護体制を確保します。
- 在宅療養患者の緊急時等の入院受け入れ機関の調整や、在宅医療に関する相談など、主に医療機関からの相談に対応する「在宅医療相談支援窓口」を各区に設置・運営するとともに、緊急時等において入院病床を提供する後方支援医療機関のネットワーク化や、在宅医療を担うかかりつけ医や専門医等の相互連携・協力体制の構築など、在宅医療支援体制の整備・充実を図ります。

- また、終末期において、訪問診療等を利用していたものの、救急搬送され、病院で亡くなるケースも一定程度見られることから、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の実践のほか、看取りに向けた多職種連携の充実を図っていきます。
- 在宅期においては、医療・介護など多様な職種・主体により生活を支えていくことから、市レベル、区レベル、日常生活圏域レベルで医療関係者、介護関係者等の連携・協働が必要となります。そこで、市及び各区に、医療関係者と介護関係者等で構成する在宅医療・介護連携推進委員会を設置し、市レベル・区レベルそれぞれの在宅医療の充実と在宅医療・介護連携を推進するための具体的方策等について協議し、関係者が協働して取組を推進します。
- 各日常生活圏域においては、区健康長寿課と地域包括支援センターが中心となって、区医師会と連携し、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー（介護支援専門員）、リハビリテーション専門職等の多職種による情報交換会等を定期的で開催し、多職種、同職種同士の顔の見える関係づくりや、ケアの質の向上を図ります。
- 医療関係者、介護関係者等の多職種が情報共有し、在宅療養患者のニーズに応じて医療・介護サービスを一体的に提供することができるよう、ICT等を活用した効果的・効率的な連携ツールの整備について検討します。

③ 認知症医療・介護連携の強化

- 認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状（BPSD）や身体合併症に対する急性期治療等を行う認知症疾患医療センターを運営するとともに、認知症サポート医や認知症かかりつけ医（「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了者）のフォローアップ研修を行うことなどにより、地域の認知症医療体制の充実を図ります。
- 認知症疾患医療センターや認知症地域支援推進員が中心となって、認知症サポート医や医師会等の関係団体と連携し、認知症の早期発見、早期対応や症状の進行段階に応じた医療・介護サービス等が切れ目なく適切に提供できる体制の整備・充実に向けた取組を推進します。
- 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を各区に設置し、認知症サポート医や認知症地域支援推進員などと連携して安定した医療・介護サービスにつなげるなど、自立生活のサポートを行います。
- 認知症の容態の変化に応じて、切れ目なく良質な医療・介護等のサービスが提供されるよう、標準的な流れを示した「認知症ケアパス」を整備し、その充実と普及を図ります。
- 歯科医師、薬剤師、看護師及び病院勤務の医療従事者を対象に、認知症の人とその家族を支えるために必要な知識や、医療と介護の連携の重要性等に関する研修を実施し、医療関係者の認知症対応力の向上を図ります。
- 認知症介護従事者を対象とした基礎研修や実践研修のほか、認知症対応型サービス事業管理者研修等の認知症介護に関する研修を実施し、介護従事者等の認知症対応力の向上を図ります。

④ 在宅医療・介護に関する市民啓発

- 在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択し、適切な在宅療養を継続できるよう、在宅医療や介護、終末期ケアのあり方や在宅での看取り、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）等に関する講演会の開催、パンフレット等の作成・配布を行い、在宅医療・介護の理解促進を図ります。
- 家族介護教室等により介護者の負担軽減とともに、在宅医療を含む在宅ケアの向上を図ります。また、在宅における介護の限界点を高めることができるよう、介護の経験が豊富な特別養護老人ホームの職員が、重度の要介護高齢者等を在宅で介護する家族等に対して、介護に関する相談に応じたり、介護の方法等の助言を行う取組を支援します。

援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

施策項目(4) 認知症施策の推進

- 認知症の人やその家族等が地域で安心して暮らせるよう、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等を踏まえ、認知症に関する正しい知識の普及や相談支援体制の充実に取り組むとともに、認知症の早期発見・早期対応や症状の進行段階に応じた医療・介護サービス等が切れ目なく、適切に提供できる体制の整備・充実、認知症の人とその家族を地域で支える体制づくりに向けた取組を推進します。

主な取組

① 認知症に関する正しい知識の普及と早期診断・早期対応のための体制整備

- 介護従事者等を「認知症アドバイザー」として養成するとともに、アドバイザーが講師となって、地域において認知症の人への理解者・支援者となる「認知症サポーター」の養成等に取り組みます。
- 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を各区に設置し、認知症サポート医や認知症地域支援推進員などと連携して安定した医療・介護サービスにつなげるなど、自立生活のサポートを行います。（再掲）
また、認知症に至る前の軽度認知障害（MCI）や認知症の初期段階で把握し、適切な予防策・治療につなげることで、認知機能の改善や進行を遅らせることができるよう、認知症の簡易スクリーニング等、早期把握のための手法の導入について検討します。併せて認知症予防の取組の推進を図ります。

② 認知症の容態に応じた、切れ目のない良質な医療・介護の提供

- 認知症の容態の変化に応じて、切れ目なく良質な医療・介護等のサービスが提供されるよう、標準的な流れを示した「認知症ケアパス」を整備し、その充実と普及を図ります。（再掲）
- 認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状（BPSD）や身体合併症に対する急性期治療等を行う認知症疾患医療センターを運営するとともに、認知症サポート医や認知症かかりつけ医（「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了者）のフォローアップ研修を行うことなどにより、地域の認知症医療体制の充実を図ります。（再掲）
- 要介護度の高い認知症の人の増加を見据えるとともに、若年性認知症の特性を踏まえ、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の認知症対応型サービスを計画的に整備します。

- 歯科医師、薬剤師、看護師及び病院勤務の医療従事者を対象に、認知症の人とその家族を支えるために必要な知識や、医療と介護の連携の重要性等に関する研修を実施し、医療関係者の認知症対応力の向上を図ります。(再掲)
- 認知症介護従事者を対象とした基礎研修や実践研修のほか、認知症対応型サービス事業管理者研修等の認知症介護に関する研修を実施し、介護従事者等の認知症対応力の向上を図ります。(再掲)
- また、認知症の人の QOL（生活の質）の維持・向上、ADL（食事や排せつなどの日常生活動作）、IADL（買い物や掃除・金銭管理などの手段的日常生活動作）など生活機能の維持に向けたケア等、認知症ケアに関する質の向上を図るための方策を検討、推進します。

③ 若年性認知症施策の強化

- 各区に配置した認知症地域支援推進員により、若年性認知症の人や家族等の相談対応を行うとともに、医療や介護、就労、生活など、若年性認知症の人やその家族等が抱える多様な課題に対する支援を行うため、若年性認知症支援コーディネーターの設置について検討するなど、若年性認知症に関する相談支援体制の充実を図ります。
- このほか、市民や職域に対する若年性認知症に関する正しい知識の普及や介護従事者に対する研修の実施等に取り組みます。

④ 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実

- 認知症高齢者等の見守り活動や認知症カフェのボランティアなど、地域において実際に認知症の人とその家族を支える活動に取り組む市民を増やすためのステップアップ講座等を実施します。
- 各区に配置した認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービス、その他生活支援を行う者の間の連携体制づくりを進めるとともに、認知症の人と家族、専門職、地域住民等が気軽に集い、相談・交流などができる認知症カフェの活動の普及・定着を図るなど認知症の人とその家族を支える地域支援体制の構築を図ります。
- 各区の「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク」による行方不明者情報の共有や徘徊の恐れのある認知症高齢者等の事前登録などにより、警察の捜索に協力し、捜索願が出された認知症高齢者等の早期発見・保護に努めます。
 なお、「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク」による情報共有の即時性・確実性の向上を図るとともに、徘徊高齢者等の保護を容易にするための方策について検討します。
- 認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、成年後見制度の普及促進を図るとともに、一般市民の中から後見等の業務の担い手となり得る人材を育成し、その者が後見業務等を行う際には、その活動を支援します。また、認知症の人をはじめとする高齢者の尊厳を保持するため、養護者及び養介護施設従事者による高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援等に取り組みます。

援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実**施策項目(5) 被爆者への援護**

- 被爆者の高齢化とともに、ひとり暮らしや寝たきりなどで日常生活に介護を必要とする人が増加しており、多くの被爆者が健康面や生活面に不安や問題を抱えています。このため、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者に対する保健・医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を実施するとともに、健康診断や相談、健康交流事業の実施など、被爆者の方々の生活実態に即したきめ細かな援護施策の充実に努めることにより、被爆者への援護に取り組みます。

主な取組**① 被爆者への健康診断等の実施**

- 年2回の定期健康診断に加え、希望者への年2回の健康診断（うち1回はがん検診への変更可）を実施するとともに、精密な検査が必要な人には精密検査を行います。また、市健康づくりセンターにおいて、希望者を対象とした骨粗しょう症検診を実施します。

加えて、一般検査（がん検診を含む。）、精密検査を受診した際、一定要件を満たす場合には、健康診断受診機関までの交通手当を支給します。

② 被爆者からの相談対応

- 各区健康長寿課に配置した被爆者相談員が健康や生活等に不安を持つ被爆者の相談に応ずるとともに、介護を要する状態にある被爆者などには必要に応じて家庭訪問を行います。また、原爆被害対策部援護課で、専用の被爆者相談ダイヤルを設け電話相談を受けます。

③ 被爆者の日常生活の支援

- 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく介護手当の支給を行うとともに、介護保険サービスの利用料に対する助成を行います。
- 健康づくりや福祉制度に関する知識の普及のため、区健康長寿課で健康づくり教室や交流会を実施します。また、ひとり暮らしの被爆者を対象に、市内の公衆浴場を利用した「お風呂の日」を実施し、孤立の予防や心身の健康づくり、生きがいに努めます。
- 広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）のクアハウスを利用し、温泉療法や運動指導等を実施することにより、被爆者の健康増進、疾病予防等に努めます。
- 居宅において養護を受けることが困難な被爆者に対し、原爆養護ホーム（一般養護ホームと特別養護ホーム）において、生活指導その他日常生活の世話などを行うとともに、在宅の被爆者に対して、日帰り介護（デイサービス）と短期入所生活介護（ショートステイ）を実施します。